

〇〇〇〇〇会規約

第1条 (名 称)

この会は、〇〇〇〇〇と称する。

第2条 (目 的)

この会は、〇〇〇〇〇〇を通じ、男女共同参画社会の実現にむけて学び、会員が互いに協力し合い主体的に活動できる場とする。

第3条 (会 員)

この会の会員は、国分寺市に在住・在勤の者をもって構成する。

第4条 (組 織)

1. この会に、次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

会計 2名

2. 役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第5条 (総 会)

1. 通常、年1回総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。

2. 総会は、会員の3分の2をもって成立する。

3. 提案された議題は、出席者の過半数をもって成立する。

第6条 (会 計)

1. この会の経費は、会費、賛助金、その他の収入をもって充てる。

2. 会員は次の会費等を支払うものとする。

入会金 円 (入会時)

月会費 円 (毎月 日まで)

ただし、休会するものについては・・・・・・

第7条 (その他)

・定例会

・退会

・慶弔費等、必要と思われる事項

この規約は、 年 月 日より適用する。